5　４の欄は、次によること。 ［(1)～(5)　略］ (6)　法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあつては、使用周波数の移行計画（利用状況調査（法第26条の２第１項に規定する利用状況調査をいう。）時に報告したものをいう。）の進捗状況（以下単に「進捗状況」という。）を記載すること。ただし、２以上のこれらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の記載を省略することができる。 ［６～24　略］	5　［同左］ ［(1)～(5)　同左］ ［新設］ ［６～24　同左］
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［１枚目～５枚目　略］ ［注１～９　略］ 10　９の欄は、次によること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあつては、使用周波数の移行計画（利用状況調査（法第26条の２第１項に規定する利用状況調査をいう。）時に報告したものをいう。）の進捗状況（以下単に「進捗状況」という。）を記載すること。ただし、２以上のこれらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の記載を省略することができる。 ［11～29　略］	**別表第二号の四**　［同左］ ［１枚目～５枚目　同左］ ［注１～９　同左］ 10　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ ［新設］ ［11～29　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第九号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日　　文部科学大臣　永岡　桂子

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（国際調査調整官） **第二十四条**　国際研究・協力部に、国際調査調整官一人を置く。 ２　国際調査調整官は、命を受けて、教育に関する国際的な調査の実施に係る外国の研究機関との連絡調整その他必要な事務の処理に当たる。